

広島県土地造成事業管理規程第一号

広島県土地造成事業組織規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業組織規程

(目的)

第一条 この規程は、広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）の権限に属する事務を処理する広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項に規定する商工労働局（以下「商工労働局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もつて土地造成事業の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(機関の分類)

第二条 商工労働局の機関は本庁とする。

2 本庁とは、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）

（第九条第一号の規定による分課として、広島県土地造成事業の設置等に関する条例第五条第二項に規定する地に置かれるものをいう。

(特別な機関)

第三条 前条に規定するもののほか、必要があるときは、別に定めるところにより、特別又は臨時の機関を置くことができる。

(内部分課)

第四条 商工労働局の本庁に次に掲げる課を置く。

商工労働総務課

産業用地課

（本庁各課の分掌事務等）

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

商工労働総務課

- 一 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 二 公印の管理に関すること。
- 三 土地造成事業管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- 四 組織及び定数並びに事務の配分及び委任に関すること。
- 五 職員の任免、分限、懲戒その他の身分取扱いに関すること。
- 六 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 七 職員の服務に関すること。
- 八 職員の研修及び人事評価に関すること。
- 九 職員の安全及び衛生管理に関すること。

- 十 職員の福利及び公務災害補償に関すること。
- 十一 土地造成事業の重点施策等の総合企画及び調整に関すること。
- 十二 予算及び決算に関すること。
- 十三 資金計画に関すること。
- 十四 土地造成事業の広報に関すること。
- 十五 業務の状況の報告に関すること。
- 十六 現金、有価証券及びたな卸資産の出納及び保管並びに記録管理に関すること（産業用地課の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 借入金に関すること。
- 十八 経理状況の報告に関すること。
- 十九 出納取扱金融機関に関すること。
- 二十 会計検査に関すること。
- 二十一 公有財産及び債権の管理及び処分並びに記録管理に関すること（産業用地課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 労働組合及び労働協約に関すること。
- 二十三 前各号のほか、産業用地課の所掌に属しないこと。

産業用地課

- 一 土地造成事業の土地物件の取得及び損失補償の総括に関すること。
- 二 土地造成事業に係る公有財産及び債権の管理及び処分並びに記録管理に関すること。
- 三 土地造成事業の企画及び調査に関すること。
- 四 工業用地の造成に関すること。
- 五 住宅用地の造成に関すること。
- 六 流通業務施設用地の造成に関すること。
- 七 公共施設用地の造成に関すること。
- 八 工業用地、住宅用地、流通業務施設用地及び公共施設用地の分譲に関すること。
- 九 土地造成事業の技術管理及び進行管理に関すること。
- 十 工事の検査に関すること。
- 十一 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。

（職制）

第六条 この規程において定める機関に、別表に掲げる職を置く。

（職務代理者）

第七条 法第十三条第一項に規定する場合において知事の職務を行う職員及びその順序は、次のとおりとする。

- 一 局長
- 二 総括官

第八条 前条の場合において、局長及び総括官に事故があるとき又は局長及び総括官が欠けたときは、第四条に規定する商工労働総務課の長が知事の職務を行う。

(雑則)

第九条 この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表(第六条関係)

本庁に置く職

職名	職の置かれる組織	職務	備考
局長	商工労働局	知事の命を受け、部下の職員を指揮監督し、局の事務を整理する。	
総括官	商工労働局	上司の命を受け、重要施策の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
局付	商工労働局	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
参事	課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主幹	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	課	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。

主事	技師	課	課	上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。
----	----	---	---	------------------	------------------	----------	----------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。